

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	—	仕 様 書 番 号	
普通自動二輪の教習		6 偵 - Z 0 0 0 0 0 1	
		防 衛 大 臣 承 認	年 月 日
		作 成	令和8年4月1日
		変 更	年 月 日
		作 成 部 隊 等 名	第6 偵察隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊大和駐屯地第6偵察隊における普通自動二輪の教習について適用する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

道路交通法（昭和35年法律第百五号）

2 役務に関する要求

2.1 役務内容

普通自動二輪車免許を取得させるため、次に示す教習等を行うものとする。

- a) 適性検査
- b) 学科教習（1時限）
- c) 技能教習（17時限）
- d) 卒業検定

2.2 訓練対象者

自動車免許（大型・普通）保有者 訓練予定人員 17名

2.3 期間

令和8年7月3日（金）～同年8月5日（水）（土日教習を含む。）

2.4 実施場所

契約相手方が指定する教習場施設（教場、教習コース等）及び一般道路等とする。

2.5 条件等

- a) 教習時間は、午前8時から午後5時までの間を基準とし、原則として約半日単位とする。
- b) 天候不良、その他やむを得ない事情により予定日に教習等を行えなかった場合は、期間内に教習を終了し得るよう予定の修正等を行うものとし、示された期間内に教習等を終わられない場合は、契約相手方と官側の相互協議によるものとする。
- c) 教習に必要な教本及び各種書類の写真の経費は、契約相手方が負担するものとする。
- d) 卒業検定不合格時の補習及び再検定の費用については当初の契約に含ませるものとする。
- e) 教習所は、大和駐屯地から自動車で概ね1時間以内に通うことができる距離（概ね25km圏内）とし、教習所までの訓練対象者の送迎は官側が行うものとする。

3 役務の実施

契約相手方は、契約締結後、速やかに訓練開始日に関して監督官と調整を行い、役務を実施するものとする。また、監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

4 提出文書

契約相手方は、全ての教習等を終えたならば卒業証明書を検査官に提出するものとする。

5 検査

卒業証明書（履修証明書）をもって検査とする。

6 秘密保全等

6.1 秘密保全

契約相手方は、この契約の履行にあたり知りえた事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は、官側の承認なく行ってはならない。

6.2 個人情報の取扱い

契約相手方は、本役務の実施にあたり、個人情報の管理について必要な措置を講ずるものとする。

7 その他

7.1 事故発生時の対応

契約相手方は、本訓練の実施間、訓練対象者に事故が生じた場合は、速やかに契約担当官に通報するものとする。

7.2 仕様書に関する疑義

契約相手方は、本役務の実施にあたり疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。